

消費税のインボイス制度説明会及び登録申請相談会開催のご案内

武生税務署では、インボイス制度についてご理解いただけるよう、下記のとおり「インボイス制度説明会」を開催いたします。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要を知りたい方は「インボイス制度説明会」へ、消費税の基本的な仕組みから知りたい方は「免税事業者向けインボイス制度説明会」へ是非ご参加ください。

また、ご自身で適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することが難しい方向けに、登録申請手続のサポートを実施する「登録申請相談会」も開催しますので、是非ご参加ください。

※参加には事前予約(2営業日前の16:00まで)が必要です。

開催日	10月12日(水)、10月26日(水)
	11月 9日(水)、11月22日(火)、12月 7日(水)
9:30~11:00	免税事業者向け説明会
11:00~11:45	登録申請相談会
14:00~15:00	全事業者向け説明会
15:00~15:45	登録申請相談会

その他参考情報等については下記QRコードよりご確認ください。



インボイス制度説明会等
案内ページ



オンライン説明会



インボイス制度特設サイト

インボイス制度導入は令和5年10月1日から

消費税の仕入税額控除には「適格請求書」の保存が必要です。
この「適格請求書」の発行ができるのは、税務署長に申請して
「適格請求書発行事業者」としての登録を受けた事業者に限られます。

登録は始まっています

e-Taxによる
登録申請可能

免税事業者にも
影響...
制度の理解が
大切!

**令和5年10月1日から登録を受けるためには、
登録申請は原則令和5年3月31日までに!**

一般的なご質問 軽減・インボイスコールセンター
TEL0120-205-553

受付時間9:00~17:00 (土日祝除く)

説明会申込先 武生税務署

【個人事業者の方】 0778-22-0953

【法人の方】 0778-22-0971